



もみじ

明日へのたより

発行所
税理士法人 ウィズアス
税理士
的場 勝

〒543-0074
大阪市天王寺区六万休町
4-17-203号
ファミリー四天王寺夕陽ヶ丘
TEL 06(6771)7106

11月 (霜月) NOVEMBER

3日・文化の日
4日・振替休日
23日・勤労感謝の日

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	15	29
土	16	30
日	17	・
月	18	・
火	19	・
水	20	・
木	21	・
金	22	・
土	23	・

11月の税務と労務

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月11日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 12月2日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 12月2日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 12月2日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 12月2日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 12月2日

※税を考える週間 11月11日～11月17日

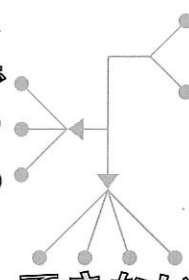
ワンポイント 個人番号カードと通知カード

マイナンバー制度では、平成27年10月に個人番号と住所・氏名・生年月日・性別が記載された紙製の「通知カード」が郵送で送られ、28年1月から申請によりICチップを埋め込んだ顔写真付きの「個人番号カード」が市区町村で交付されます。通知カード単体では本人確認はできず、制度の利用には運転免許証等が必要です。

消費税の転嫁対策

できない行為

事業者ができる行為、



来々四月からの消費税率引き上げに際し、消費税の円滑・適正な転嫁ができるように、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（転嫁対策特別措置法）がこの春に成立し、すでに本年十月一日から施行されています。そこで、消費税率引き上げに際し事業者が注意すべきポイントを整理してみました。

なお、転嫁対策特別措置法は、平成二十九年三月三十一日限りで効力を失います。

1 消費税の転嫁拒否等の行為の禁止

スーパーマーケット等の大型小売店が、その立場を利用して

- 納入業者に対して、商品価格への消費税率引き上げ分の転嫁を認めない場合、納入業者の経営が圧迫されてしまいます。そこで、消費税の円滑な転嫁のため、減額や買いたたき等、禁止される行為が規定されています。
- (1) 法律の対象となる事業者（特定事業者）
- ① 大規模小売事業者
 - ② 特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人である事業者
 - ③ 特定供給事業者
 - ④ 大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
 - ⑤ 資本金等の額が三億円以下である事業者
 - ⑥ 個人事業者等
- (2) 特定事業者の遵守事項
- 特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはなりません。
- ① 減額・買いたたき
 - ② 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
 - ③ 商品又は役務の対価の額を

- ④ 購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制
 - ⑤ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
 - ⑥ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭・役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 税抜き価格での交渉の拒否
 - ⑧ 商品又は役務の対価に係る交渉において消費税抜き価格を用いる旨の申出を拒むこと
 - ⑨ 報復行為
 - ⑩ 特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなど、その他不利益な取扱いをすること
 - ⑪ 転嫁拒否等の行為に対する検査・指導等
- 特定事業者に対して、公正取引委員会、主務大臣、中小企業

- 庁長官は、報告徴収、立入検査を行います。また、違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行います。違反行為があると認められるときは、特定事業者に対して、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることとその他の必要な措置をとるよう勧告し、その旨が公表されます。
- ## 2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置法の趣旨
- (1) 事業者が消費税に関連するような形で安売りの宣伝や広告を行うことを禁止します。
- (2) 事業者の遵守事項
- ① 消費税の転嫁を阻害する以下の表示をしてはなりません。
 - ① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示：「消費税は転嫁しません」、「消費税は当店が負担しています」等
 - ② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの：「消費税率上昇分値引きします」等



③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であつて②に掲げる表示に準ずるもの：「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」等

なお、「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかなる場合でなければ、禁止される表示には該当しません。

ただし、「消費税」といった文言を含まない表現であつても、「増税分3%値下げ」、「税率上げ対策、8%還元セール」など、増税や税といった言葉を使って実質的に消費税分を値引きする等の趣旨の宣伝や広告を行うこ

とは、通常、禁止される表示に該当します。

一方、「消費税」といった文言を含む表現であつても、消費税分を値引きする等の宣伝や広告でなければ禁止されることはありません。たとえば、「毎月二十日は全品5%割引セール（なお、四月一日から消費税率が8%になります）」との表示自体では直ちに禁止されるものではありません。

③ 価格の表示に関する特別措置

(1) 制度の趣旨

事業者の事務負担に配慮した措置です。

(2) 価格の表示に関する特別措置

① 表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しません（総額表示義務の特例措置）。

② ①により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければなりません。

表示価格が税込価格であると誤認されないための措置

商品等の価格を税抜価格のみで表示する場合、例えば以下のような表示が誤認防止措置に該当します。

【税抜価格であることの明示例】

- (1) ○○○円（税抜き）
- (2) ○○○円（税抜価格）
- (3) ○○○円（税別）
- (4) ○○○円（税別価格）
- (5) ○○○円（本体）
- (6) ○○○円（本体価格）
- (7) ○○○円+税
- (8) ○○○円+消費税

③ 事業者は、税込価格を表示する場合には、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、税抜価格又は消費税の額を表示するものとされます。

④ 消費税の転嫁及び表示の方法の法定に係る共同行為に関する特別措置

公正取引委員会に届け出ることにより、事業者、事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルは、独占禁止法の適用除外とされます。

◎ 転嫁カルテル（転嫁の方法の決定に係る共同行為）

各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする決定や、

消費税率引き上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数処理の方法（切上げ、切捨て、四捨五入等）の決定などは、独占禁止法の適用除外となります。

◎ 表示カルテル（表示の決定に係る共同行為）

たとえば、消費税率引き上げ後の価格の表示方法を、①税込価格と消費税額を並べて表示すること、②税込価格と税抜価格を並べて表示することの決定や、③個々の値札に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示する旨の決定等があります。

老人ホームに入所していた場合の 小規模宅地等の特例の適用可否

居住用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受けるには、相続開始の直前において被相続人等が居住していたことが要件とされています。この点、被相続人が居住していた建物を離れて老人ホームに入所したような場合には、それに伴い被相続人の生活の拠点も移転したものと考えられます。

ただし、被相続人が、老人ホームに入所したため、相続開始の直前において、自宅を離れていた場合、次の状況が客観的に認められるときには、被相続人が居住していた建物の敷地は、相続開始の直前においてもなお被相続人の居住用宅地等に該当するものとして差し支えないものとされています。

(1) 被相続人の身体又は精神上の理由により介護を受ける必要があるため、老人ホ

ームへ入所することとなったものと認められること。

- (2) 被相続人がいつでも生活できるようその建物の維持管理が行われていたこと。
- (3) 入所後あらたにその建物を他の者の居住の用その他の用に供していた事実がないこと。
- (4) その老人ホームは、被相続人が入所するために被相続人又はその親族によって所有権が取得され、あるいは終身利用権が取得されたものでないこと。

上記の取り扱いによると、特別養護老人ホームへの入居を希望しつつも入居できずに終身利用権を取得し有料老人ホームに入居する場合には、上記(4)を満たさず、この特例の適用を受けることができなくなるといった問題も指摘されていたことから、平成25年度税制改正では、上記(2)と(4)の要件が除かれています。

この改正は、平成26年1月1日以後の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税から適用されます。

従業員へ自社製品を値引販売したとき

役員や従業員に対し自社製品等を値引販売する場合、通常の販売価額と値引価額との差額は経済的利益として課税されることとなりますが、次の要件のいずれにも該当する場合は、課税しなくて差し支えないこととされています。

- (1) 値引販売に係る価額が、使用者の取得価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額に比し著しく低い価額(通常他に販売する価額のおおむね70%未満)でないこと。
- (2) 値引率が、役員や従業員の全部につき一律に、又はこれらの者の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること。
- (3) 値引販売をする商品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。

定例総会等の費用を賄うために徴収する 参加費の消費税

団体、組合等が定例総会又は大会を開催するに当たって、参加する会員から特別に徴収することとしている参加費については、団体、組合等が、自己の組織的活動の一環として催す総会又は大会に際して、その費用を参加者に負担させているものであり、明白な対価関係があるとは認められないことから、不課税として取り扱われます。

税として取り扱われます。宿泊を希望する参加会員から宿泊費を別途受領している場合には原則として課税の対象となりますが、その宿泊費を預り金で管理しているときは、その処理が認められます。また、宿泊費が参加費の中に含まれている場合には、参加費と同様に不課税として取り扱います。